平成２７年（フ）第８８号
広島市西区楠木町１丁目15番29号
債務者　上野　照子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７号
広島市佐伯区三筋１丁目５番８－４－201号
債務者　記村　俊広
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１号
広島市安佐南区八木５丁目27番13―202号
債務者　松本　　豊
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２号
広島市安佐南区八木５丁目27番13―202号
債務者　松本こず江
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９号
広島市西区楠木町１丁目15番10―609号
債務者　上田　　剛
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９号
熊本県玉名市天水町小天1258番地、住民票上の住所熊本県玉名市天水町小天3845番地
債務者　眞田　砂織
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第６７７号
北九州市若松区高須南１丁目11―72―105号　高嵜方
破産者　吉田　由美
1　主文　当裁判所が平成27年１月28日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北九州市若松区高須南１丁目11―72―101号　山口方」とあるを「北九州市若松区高須南１丁目11―72―105号　高嵜方」と更正する。
2　決定年月日　平成27年３月３日
福岡地方裁判所小倉支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第８７０号
福岡県太宰府市大字北谷868番地32
破産者　株式会社キョーエイ運輸
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９１号
新潟市西蒲区高畑325番地２
破産者　有限会社テラサワ
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９５号
大津市坂本７丁目10番23号
破産者　有限会社板垣工務店
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５６号
富山市清水中町２番地１号
破産者　有限会社太陽食品
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
富山市八尾町井田新1486番地
破産者　株式会社アサダ
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
滋賀県彦根市小泉町19番地９
破産者　株式会社井戸駒
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６４号
福岡県飯塚市川島205番地
破産者　花田企画センター株式会社
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５１７号
札幌市東区北20条東15丁目１番10号　レジデンスコンノ402号室、破産手続開始時の住所札幌市東区北46条東10丁目１番33号　サンヒルズ46―101号
破産者　江口　寿春
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
群馬県前橋市上増田町563番地
破産者　田尾　陽子
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５５７０号
大阪府寝屋川市末広町24―１　カルチェ清水谷107号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市成田東が丘17番16号
破産者　オフィスＢｅｈｏｕｓｅこと　嶋村　卓也
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部